

第10章 促進方針の実現に向けて

以下に示す推進の枠組みにより、促進方針の実現を促進していきます。

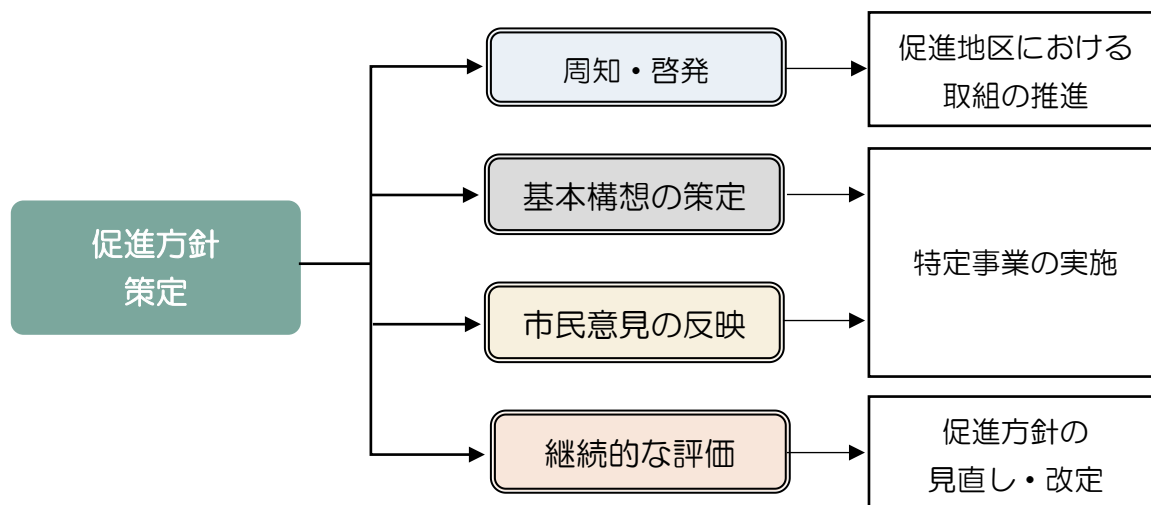


図 促進方針の推進の枠組み

10-1 市民及び関係事業者への促進方針の周知・啓発

促進方針を周知し、取組を推進するため、促進方針案の取りまとめに際し、パブリック・コメント及び施設設置管理者等への意見照会を行いました。今後も引き続き、生活関連施設の施設設置管理者をはじめ、関係する事業者や市内の関係部署へ促進方針の内容を周知し、バリアフリーに配慮した取組の推進を働きかけていきます。また、促進方針の進捗状況や、今後作成予定の基本構想、特定事業計画の内容など、バリアフリー施策の推進に関する情報をまとめ、市民に提供できるように本市のホームページ等において情報公開を行います。

10-2 基本構想の策定による重点整備地区の設定

今後、バリアフリー化の実現に向けて、面的整備が進められている駅周辺等を重点整備地区として定めるため、基本構想を策定していきます。

バリアフリー化の事業主体となる公共交通事業者、道路管理者、公安委員会、建築物や公園、路外駐車場の施設設置管理者等及び教育啓発を行う主催者は、具体的なバリアフリー化に向けた事業（以下「特定事業等」という。）及び事業推進のための特定事業計画を設定し、ハード・ソフト両面でバリアフリー化を推進していきます。

また、定期的にバリアフリー化の進捗状況を確認していきます。

10-3 事業実施段階での市民意見の反映及び相互理解の促進

重点整備地区における特定事業等の実施段階においては、駅前交通広場整備等、特に重要性の高い事業について、多様な当事者の参加による意見交換等を実施し、市民意見の反映や相互理解の促進を図るよう働きかけていきます。取組の推進にあたっては、促進方針の検討にあたった戸田市移動等円滑化促進方針策定協議会の体制を活用し、協議会など新たな組織を立ち上げ、結果の取りまとめや公表を行うことが考えられます。

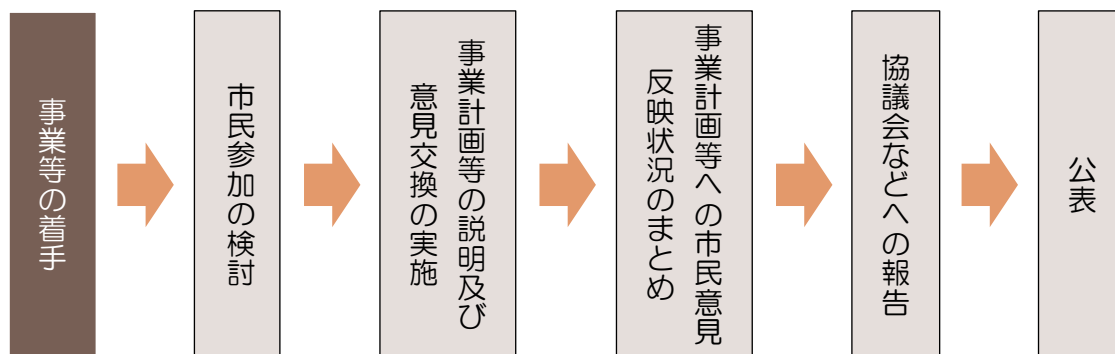


図 市民参加を踏まえた意見収集の流れのイメージ

また、特定事業に基づき実際に施設整備等が実施された際には、必要に応じて当事者参加による現場確認を行い、市民意見を踏まえた改善を働きかけたり、好事例を他施設の整備に活かすなど、事後評価と合わせてさらなる取組への展開を図ります。

10-4 促進方針の段階的かつ継続的な見直し

促進方針については、方針の策定（Plan）後のバリアフリー化の実施（Do）を受けて、その結果を評価（Check）し、社会経済情勢や市民ニーズの変化等を踏まえ、必要に応じて方針の見直し（Act）といったPDCAサイクルにより、現状に則した計画となるよう段階的かつ継続的な見直しを行っていきます。

そのため、10-3 で述べた新たな組織による管理などにより、継続的に促進方針の推進及び進捗状況の確認などを行い、促進方針の着実な実行を進めます。また、おおむね5年ごとに事業の実施状況などについて効果検証等を行い、必要に応じて方針の見直しを行います。